令和8年2月27日（作成）
令和８年３月１２日更新

（参考）賃金改善のイメージについて

［ 更 新 履 歴 ］

日付	箇所
令和8年2月27日	新規作成
令和8年3月12日	・参考2の法定福利費の簡便な計算方法、社会保険未加入の施設の場合の注意点を追記（2ページ）

賃上げ支援分について、賃金改善のいくつかのパターンを掲載しています。
賃上げ支援分の申請にあたっての検討の参考としてください。

［注意］
　この資料は、交付要綱や資料作成時点で厚生労働省が示す情報をもとに、島根県が参考として作成するものです。
　今後、追加の情報が示され次第、この資料も更新していく予定としていますので、定期的にご確認ください。

※　あくまで参考資料ですので、詳細は交付要綱等をご確認ください。

［参考1］
　賃上げ支援分は、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する島根県内に所在する薬局が対象です（要件の詳細は交付要綱などをご覧ください。）

　給付金における「ベースアップ」とは、「基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。」を指します（定期昇給は除く）。

［参考2］

給付金は、賃金水準や基本給の引き上げに伴い増加する法定福利費の事業主負担分にも充てることができます。

対象となる法定福利費の事業主負担分は、（基本給等＋賞与＋時間外手当の引き上げ分）×16.5%で簡便に計算することもできます。
（Q&AのNo.16参照）

ただし、社会保険に未加入の施設など、事業主負担分が明らかに16.5%に満たない施設の場合は、実態に即した事業主負担分を計上してください。

［参考3］

このほか、「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関するQ&A」にも、賃金改善に関するルールなどを掲載しています。

賃金改善の実施にあたっては、Q&Aもご確認いただくようお願いします。

例1（12月～5月まで賃金改善に給付金を充てる場合）

対象職員5人につき、12月から、月5,000円／人の賃金改善を実施
（所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合：給付金交付額14．5万円）

	5,000円／人	5,000円／人	5,000円／人	5,000円／人	5,000円／人	5,000円／人	5,000円／人
		R7年11月末時点の賃金水準					
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【給付金を充てた額】

5,000円 × 6か月（12月～5月） × 5人 ＝ 150，000円

→ 給付金の受領後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

14.5万円（給付金）＜15万円（賃金改善）のため、給付金の返還は不要

例2（一時金等を支払う場合）

対象職員5人につき、4月から、月5,000円／人の賃金改善を実施
加えて、3月に、12月～3月の4か月分相当の一時金等20,000円を支給
（所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合：給付金交付額14．5万円）

5,000円×4か月分相当 →

				20,000円／人 ※一時金	5,000円／人	5,000円／人	5,000円／人
		R7年11月末時点の賃金水準					
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【給付金を充てた額】
5,000円 × 2か月（4・5月） × 5人 ＋ 20,000円 × 5人 ＝ 150，000円
→ 給付金の受領後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

14.5万円（給付金）＜15万円（賃金改善）のため、給付金の返還は不要

【注意】一時金等で支給できるのは、12月～3月分の4月分について、令和8年3月までに支給する場合です。4・5月分は必ずベースアップが必要です。

例3（一時金等を支払う場合）

対象職員5人につき、4月から、月5,500円／人の賃金改善を実施
加えて、3月に、月4,500円×4か月分（18,000円）の一時金等を支給
（所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合：給付金交付額14．5万円）

※Q＆AのNo.15の○の3つ目のパターン

4,500円×4か月分相当 →

				18,000円／人 ※一時金等	5,500円／人	5,500円／人	5,500円／人
R7年11月末時点の賃金水準							
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【給付金を充てた額】

5,500円 × 2か月（4・5月） × 5人 ＋ 18,000円 × 5人 ＝ 145，000円

→ 給付金の受領後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

14.5万円（給付金）=14.5万円（賃金改善）のため、給付金の返還は不要

【注意】これは、一時金水準（4,500円）＜ベア水準（5,500円）となるパターンですが、給付金の対象に認められます。ただし、両者の配分が極端な配分とならないよう、バランス良く配分してください。また、例2と同様に、一時金等の場合、令和8年3月までに支給することが必要です。

例4（一時金等を支払う場合）

対象職員5人につき、4月から、月4,000円／人の賃金改善を実施
加えて、3月に、月5,250円相当×4か月分（21,000 円）の一時金を支給
（所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合：給付金交付額14．5万円）

※Q＆AのNo.15の○の3つ目のパターン

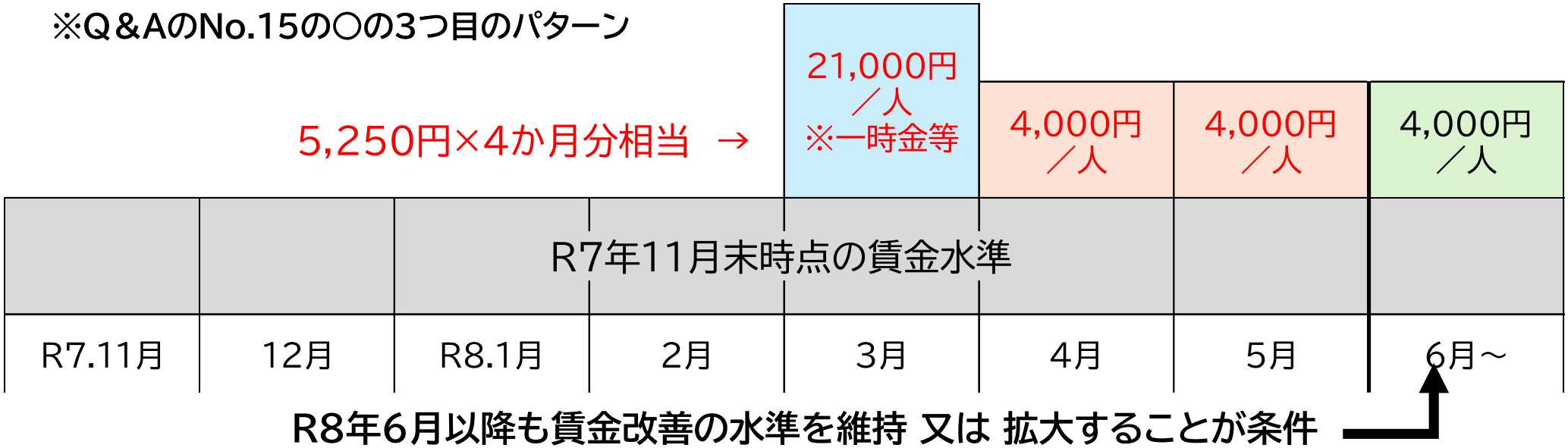

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【給付金を充てた額】

4,000円 × 2か月（4・5月） × 5人 ＋ 21,000円 × 5人 ＝ 145，000円

14.5万円（給付金）=14.5万円（賃金改善）のため、給付金の返還は不要

【注意】これは、一時金水準（5,250円）＞ベア水準（4,000円）となるパターンですが、給付金の対象となります。ただし、両者の配分が極端な配分とならないよう配分してください。また、例2と同様に、一時金等の場合、令和8年3月までに支給することが必要です。

例5（4月と5月だけ賃金改善する場合）【不可】

対象職員5人につき、4月から、月5,000円／人の賃金改善を実施
（所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合：給付金交付額14．5万円）

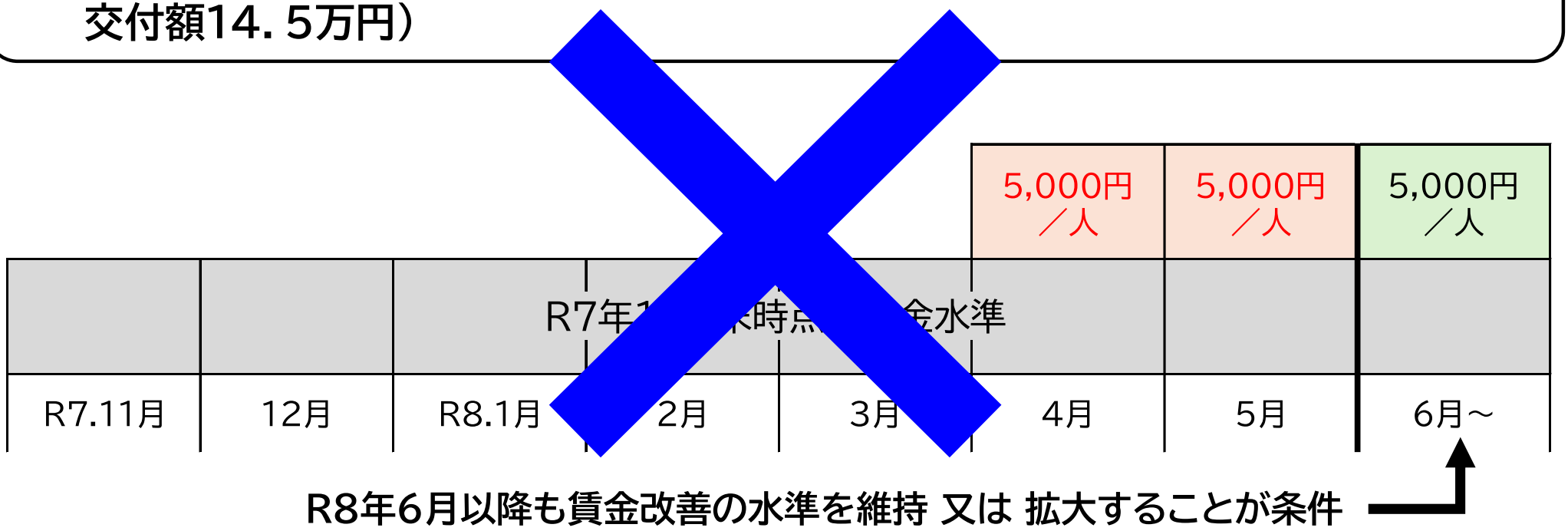

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【給付金の対象に認められません】

このパターンでは、賃金改善は2か月間のみであり、交付要綱で定める、12月～5月の6か月間の賃金改善が行われていないため、給付金の対象には認められません。

給付金の対象とするには、例2～4のように、12月～3月の4か月分相当を一時金として支払うなどの対応が必要です。

例6（R7.3月の賃金水準から、2%以上の賃金改善を行っている場合）

対象職員5人のR7年度に既に実施した賃金改善に充てる場合
（所属する同一グループ内の薬局数が20店舗以上の薬局の場合：給付金交付額7万円）

	2,500円（1%部分）※2%超過	2,500円（1%部分）※2%超過	2,500円（1%部分）※2%超過	2,500円（1%部分）※2%超過	2,500円（1%部分）※2%超過	2,500円（1%部分）※2%超過	2,500円（1%部分）※2%超過	2,500円（1%部分）※2%超過
	5,000円（2%部分）	5,000円（2%部分）	5,000円（2%部分）	5,000円（2%部分）	5,000円（2%部分）	5,000円（2%部分）	5,000円（2%部分）	5,000円（2%部分）
R7年3月末賃金水準 250,000円／月								
R7.3月	R7.4月～11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

【給付金を充てることができる部分】

R7.3月の賃金水準から、2%以上の賃金改善を行っている場合、2%を超える部分に充てることが可能

（例）R7.4月から、3%の賃金改善を実施（25万円×3%＝7,500円／月）

2%を超える1%部分（2,500円／月）に充当可能

2,500円×6か月×5人＝75,000円

7万円（給付金）＜7.5万円（賃金改善）のため、給付金の返還は不要

※ 余剰が生じる場合、更なる賃金改善に充てることが必要です。

● ここでの「賃金改善」とは、「令和７年12月から令和８年５月までのベースアップ＋令和８年６月以降のベア水準の維持・拡大」など、交付要綱の別記１の６で定める賃金改善をいいます。

● なお、余剰分を使って更なる賃金改善を行うことができなかった場合、当該余剰分については、実績報告の上、返還いただくことになりますので、ご留意ください。